

中心市街地地区復興まちづくり計画 (素案イメージ)

1. 地区の現況

(1) 地区の特性

中心市街地は、宮古市の顔として宮古駅を中心に商業機能、行政機能等の集積が図られてきました。また、東西の交通軸である国道106号と南北の軸である国道45号が結節し、JR山田線と三陸鉄道北リアス線が結節するなど、交通の要衝となっています。

まちなかを流れる山口川は、過去に度々洪水被害をもたらしていたため、昭和13年に切り替え工事、昭和29年に蓋かけ工事がなされましたが、現在でも大雨の際には水があふれるなどの問題を抱えています。

(2) 被災前の状況

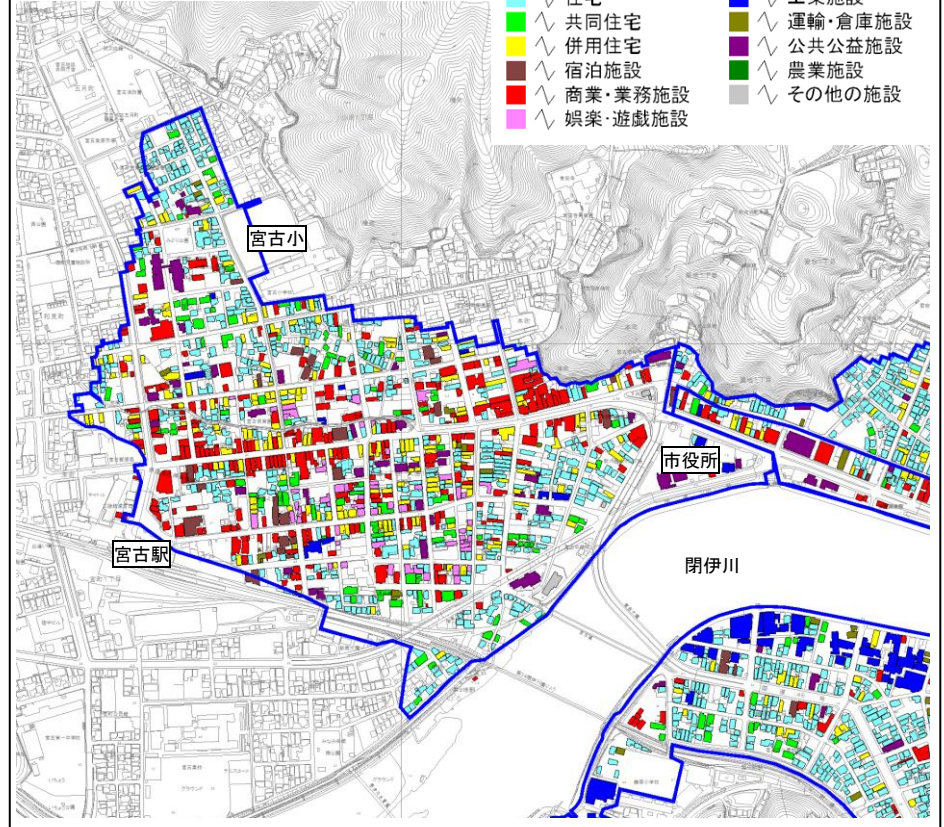
国勢調査(平成22年)によれば、中心市街地の人口構成は、市の平均に比べて20歳未満の割合が低く、20～40歳代の割合が高くなっています。

末広町商店街、中央通り商店街を中心に商業・業務施設をはじめ、併用住宅や娯楽・遊戯施設などが多く立地し、その外縁部には共同住宅も数多く立地しています。市役所、宮古郵便局、宮古消防署、岩手県宮古地区合同庁舎をはじめ公共施設も多く立地しており、宮古の顔としての機能を有しています。

●被災地を含む行政区における年齢別人口構成

H22	宮古市		中心市街地	
	人数	割合	人数	割合
0～9歳	4,474	7.5%	350	6.8%
10～19歳	5,259	8.9%	327	6.4%
20～29歳	4,298	7.2%	419	8.2%
30～39歳	6,338	10.7%	626	12.2%
40～49歳	6,999	11.8%	554	10.8%
50～59歳	8,507	14.3%	751	14.6%
60～69歳	9,614	16.2%	858	16.7%
70歳以上	13,896	23.4%	1,243	24.2%
総計	59,385	100.0%	5,128	100.0%

●震災前の建物用途の状況



(3) 地区の位置づけ

平成 15 年度に策定された宮古市都市計画マスタープラン地域別構想において、中心市街地については次のとおり記載されています。

- キャッチフレーズ：みやこまち
- 地域の将来像
 - ・将来にわたって宮古の「かお」であり、明るい街並みを創出しながら当市の中心商店街として発展します。外縁部は、住環境が維持・保全された住宅地が形成されます。
- 土地利用
 - ・中心部は商業活性化を支える土地利用を図ります。
 - ・国道 106 号沿道は、商業・業務系の利用増進を図ります。
 - ・外縁部の住宅地は住環境の保全を図り、新たな開発に対しては良好な住環境を確保するよう誘導します。
 - ・閉伊川の河川敷は市民のやすらぎの空間とします。

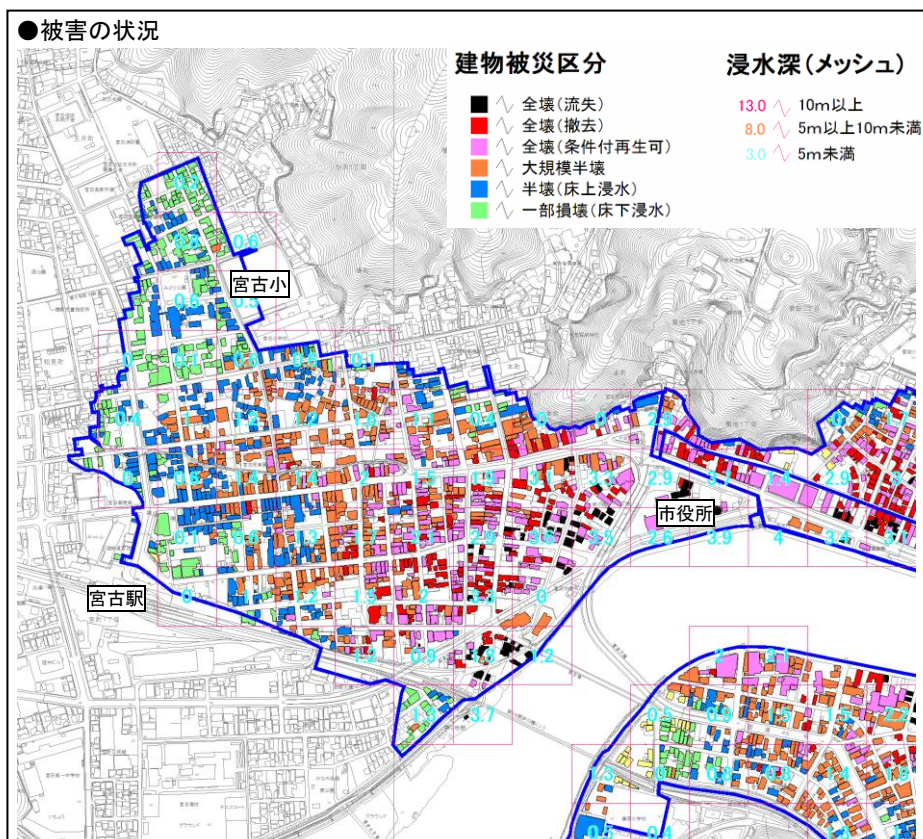
また、今回の震災を受けて平成 23 年 10 月に策定された宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の 3 つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられています。

(4) 被害の状況

3 月 11 日の東日本大震災の際は、河川堤防を越流した津波が市街地を襲い、広い範囲で被害を受けました。

浸水面積は 48.4ha にわたり、浸水高は TP+3.3~5.2m となり、最大浸水深が 3.9m に達しました。

浸水区域内の建物は 1270 棟あり、その約 14%が流失または撤去となる被害を受けました。特に閉伊川に近い区域では、大きな被害となりました。



2. 復興まちづくりの目標

中心市街地の検討会での意見、地区復興まちづくり便りに対する意見、市からの情報提供などを踏まえ、将来を見据えた復興まちづくりの目標を整理すると以下のとおりです。

(1) 地区復興まちづくりの目標

中心市街地の復興まちづくりの目標を次のとおりとします。

- ・活力と賑わいのあるまち
- ・ひとにやさしいまち
- ・若者や女性が参加できるまち
- ・防災を強化し安全・安心に暮らせるまち

・活力と賑わいのあるまち

宮古の「かお」として、商業の活性化、雇用の創出、まちなか居住、良好なまちなみの形成を推進し、活力と賑わいのあるまちを目指します。



・ひとにやさしいまち

今後の人口減少や更なる少子高齢化に対応したまちづくりを推進し、高齢者や子育て世代、障がい者など様々な人が安心して暮らせるまちを目指します。

また、集会所を設けるなど、コミュニティに配慮したまちづくりを進めます。



・若者や女性が参加できるまち

これからの宮古を担う若い世代や、女性がまちづくりに参加しやすい環境を整え、多くの意見が反映されるまちづくりを進めます。

・防災を強化し安全・安心に暮らせるまち

津波避難ビル、避難所・避難場所の整備、避難道路の確保など一体的な取り組みにより津波に強いまちづくりを進めます。

また、洪水被害など、津波以外の災害にも対応した安全・安心に暮らせるまちを目指します。

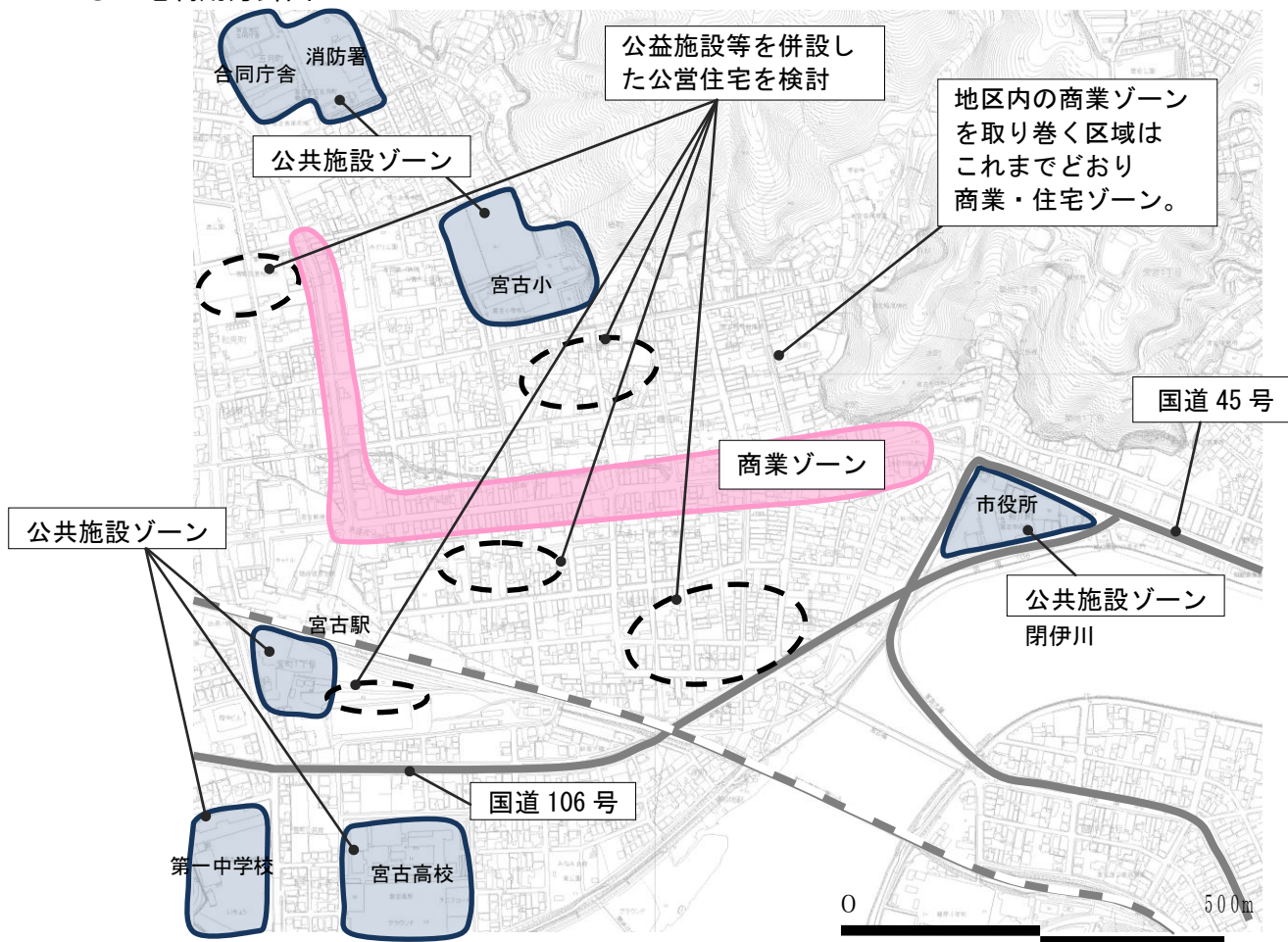
(2) 地区の復興まちづくりの方針

①土地利用の方針

地区の土地利用については、以下の考えをもとにゾーン配置と土地利用方針を設定します。

- ・ 末広町、駅前から和見町にかけては商業ゾーンとし、商業の活性化を推進します。
- ・ 商店街の周辺部はこれまでの土地利用と同じく商業施設と住居が共存するゾーンとし、商業の活性化とともに居住環境の整備を進め、まちなか居住を推進します。
- ・ 宮古駅周辺に新たな公共用地を確保し、公共施設の集約などを検討します。

●土地利用方針図



●土地利用方針

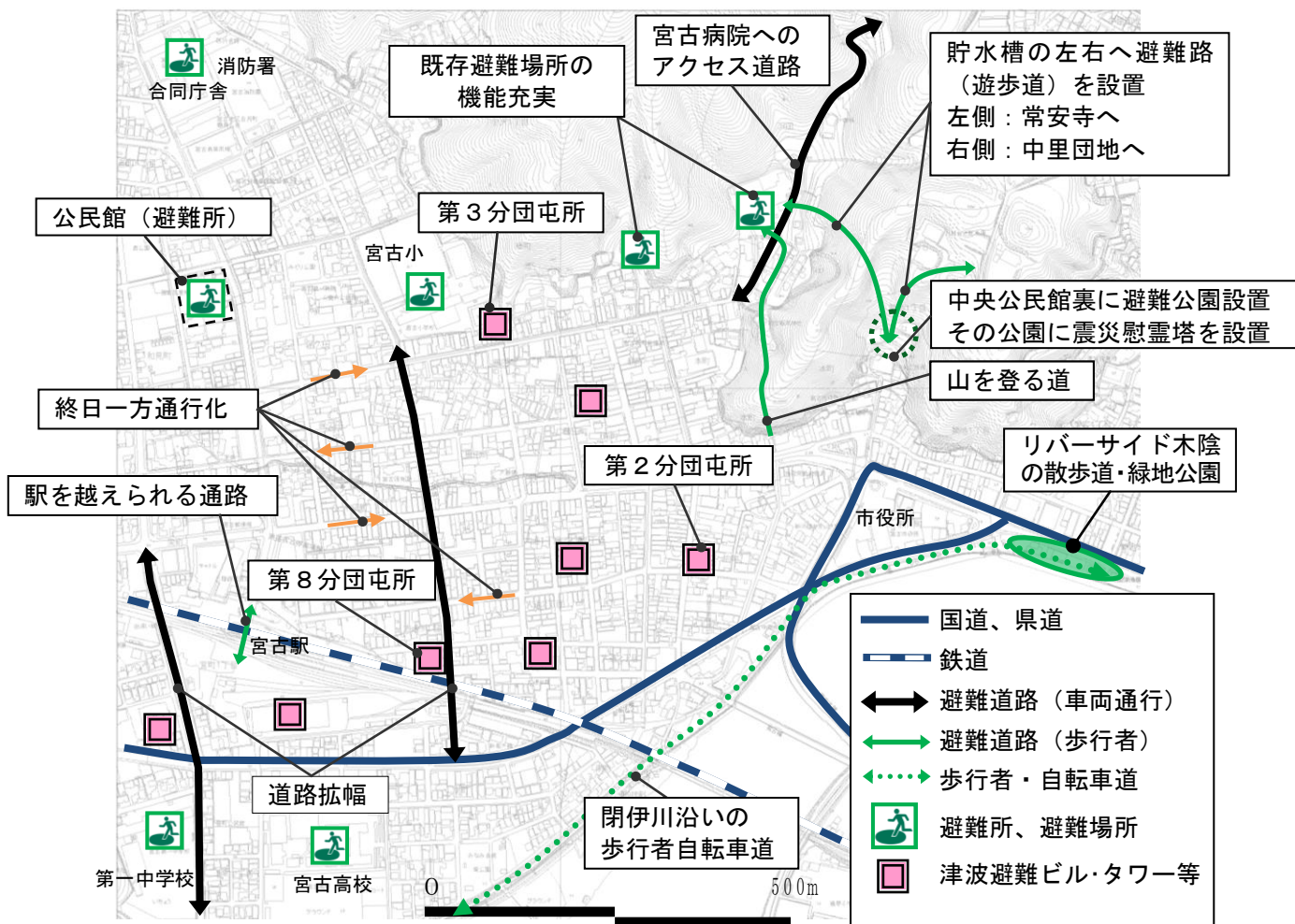
中央通り～末広町、駅前～和見町	歩きやすい商店街づくり、集客施設整備などによる賑わいのある商業ゾーン。 ※ 1～2階は商業施設、3階以上を居住スペースにするなどのルールづくりを検討。
上記以外の区域	商業・サービス施設や業務施設と住宅などが共存する商業・住宅ゾーン。
駐車場等の低未利用地	人口の集約を図るため、中心市街地付近に公営住宅を整備。和見町など各地にある駐車場等の低未利用地の利用を検討。向町地区に津波に強い中高層の公営住宅を整備。
宮古駅南口	宮古駅南口の低未利用地等を活用した公共・公益施設を集約するゾーン。

②道路・防災等の施設配置の方針

道路等の施設整備や防災については、以下の考えをもとに施設整備と避難施設の方針を設定します。

- ・既存施設を活用した避難所・避難場所、避難ビルの整備により災害につよいまちづくりを進めます。
- ・南北方向の道路を整備することなどにより、迅速な避難を実現するとともに、日常交通の円滑化を図ります。

●施設配置方針図

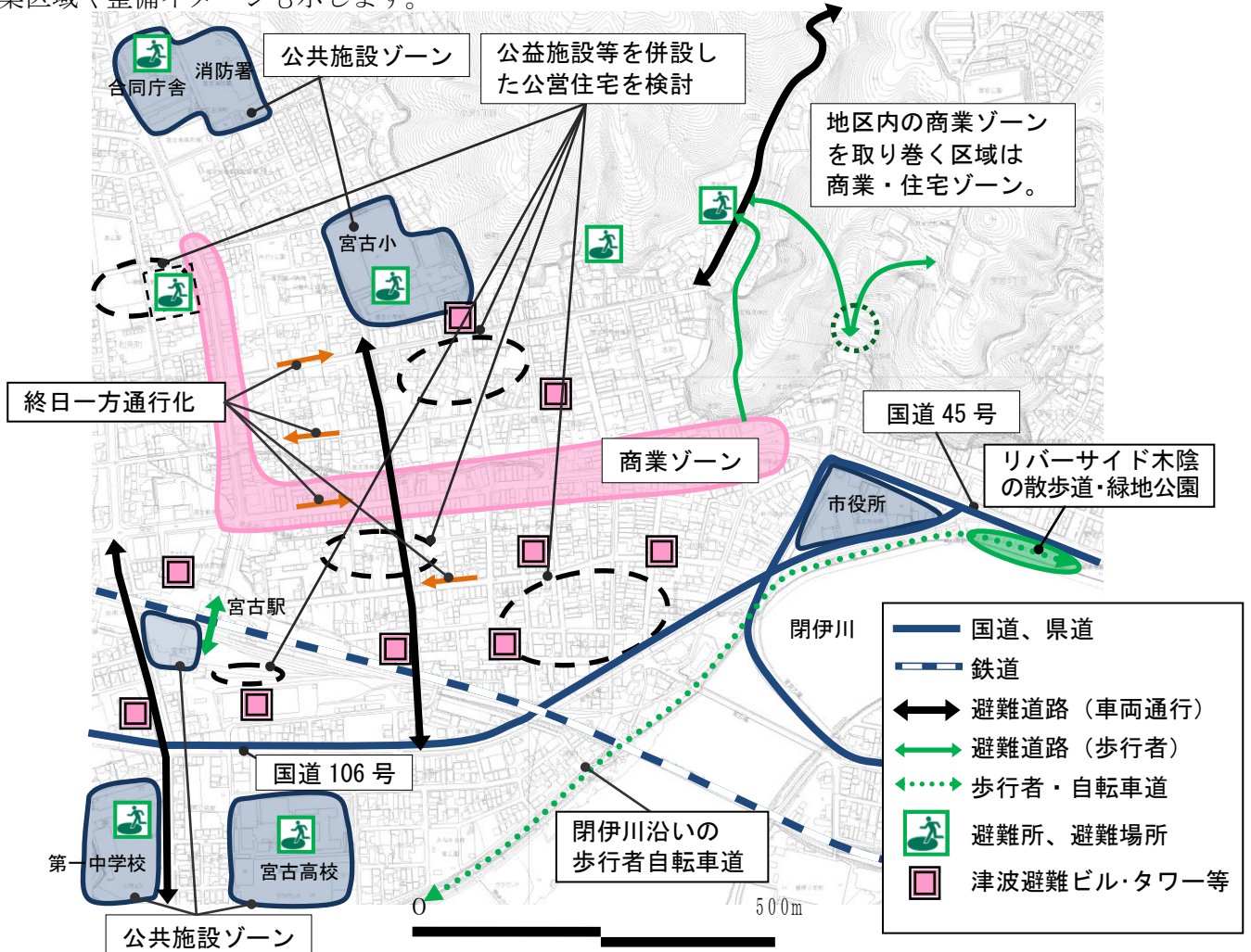


●施設配置方針

南北方向道路・通路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古小学校脇から国道106号までの道路を拡幅。八幡沖踏切はカーブを無くし直線化。 ・渋滞解消のため第一中学校脇の道路を拡幅。駅正面から南側へ直接抜けられる道路を整備。 ・まちなかから直接宮古病院へ行けるアクセス道路の整備。 ・宮古駅を迂回せずに越えられる通路を整備。
避難道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館周辺から中里団地や、常安寺へ抜けられる避難道路を整備。 ・緊急時には本町の山へ登れるよう避難道路を整備。
交通規制の方針	東西の道路を終日一方通行とすることで交通の円滑化と歩行者空間の確保を検討。
避難所・避難場所の整備	基本的に学校等の公共施設を中心とした既存の避難所を活用。横町高台や常安寺高台など避難場所としての機能を充実。和見町に公民館を整備し避難所として活用。
散歩道・緑地	閉伊川の堤防の内側沿いに、歩行者・自転車道および緑地を整備。
津波避難ビル・タワーの整備	今回被害の大きかった向町、大通り付近に津波避難ビル・タワーを整備。展望台や病院など複数の機能を持たせ、普段も活用。各分団の屯所も避難ビルとしての機能を持たせ、防災拠点として活用。
山口川の整備	浸水歴のある山口川に関しては、排水対策を図った上で、川を活かしたまちづくりを検討。

3. 中心市街地地区復興まちづくり計画図

復興まちづくり方針に基づく計画図をまとめると次のとおりです。また、導入が想定できる事業区域や整備イメージも示します。



●歩行者避難道路のイメージ



●商店街の交通規制のイメージ



●中心市街地活性化のイメージ



●リバーサイドの散歩道のイメージ



●公益施設併設のまちなか公営住宅のイメージ



4. 導入事業およびスケジュール

導入事業およびスケジュールは以下のように計画しました。

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 以降
建物整備	公営住宅整備事業	調査・設計	住宅建設							
	宮古駅南口公共施設集約事業	調査・設計・協議		事業着手（用地・公共施設整備）						
	商業施設・集客施設等建設・共同化事業	支援・助成制度等整備	民間による建設・整備等の実施							
道路・公園整備	道路整備事業（南北方向）	調査・設計・協議	事業着手（道路整備）							
	避難道路整備事業	調査・設計・協議	事業着手（道路整備）							
	避難場所整備事業	調査・設計・協議	事業着手（宅地造成、防災施設整備）							
	歩行者・自転車道整備事業（リバーサイド）	調査・設計・協議	事業着手（歩行者・自転車道整備）							
	歩きやすい商店街整備事業	調査・設計・協議	事業着手（施設整備等）							
海岸・河川等整備	防潮堤・水門等整備事業	調査・設計・協議	事業着手							
	山口川整備事業	調査・設計・協議		事業着手						
ソフト事業	まちづくりルールの検討	まちづくりルールの検討		まちづくりの実施						
	中心市街地活性化事業	活性化事業実施								
	避難誘導システム整備事業（サイン・防災無線・防災教育）	調査・設計・協議	工事		システム等運営					

参考資料：事業手法について

事業手法		災害公営住宅整備事業
事業目的		激甚災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な被災者に対して、安定した生活の確保を目的として賃貸する公営住宅を建設する。
要件		災害により滅失した住宅に居住していた人
事業のイメージ		
事業の特徴	事業の概要	<p>○県・市の建設もしくは借り上げにより、戸建、共同住宅ともに可能</p> <p>○地区施設(集会場、子育て支援施設、高齢者生活相談所、物置等)、津波避難施設(津波避難機能を有する施設、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等)等の整備も可能</p> <p>○県・市または借り上げ公営住宅事業者が設定した場所に整備</p>
	入居条件・家賃	<p>①入居条件:災害で滅失した住居に居住していた人(入居収入基準要件および同居親族要件は適用されない)</p> <p>②家賃:収入や立地条件、床面積などによって定める</p> $(\text{家賃}) = (\text{家賃算定基礎額}) \times (\text{市町村立地係数}) \times (\text{規模係数}) \times (\text{経過年数係数}) \times (\text{利便性係数})$ <p>また、低所得者の家賃を低額化するための国の支援が拡充されています。今回の震災では、払下げ期間の短縮などが実施されています。</p>
事業期間	調査設計、法的手続き	約1年
	住宅建設等	約1年(複合施設等の場合は約2年)